

( 公 印 省 略 )  
環エネ第5319-29号  
平成31年1月22日

群馬県環境アドバイザー 各位

群馬県環境森林部  
環境エネルギー課長 品川 知一

第9期群馬県地球温暖化防止活動推進員の募集について（依頼）

本県の地球温暖化対策の推進につきましては、日頃から御理解・御協力いただき、深く感謝申し上げます。

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定に基づき、群馬県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱しています。

推進員は、日常生活の中で率先して地球温暖化防止のための活動を実践するとともに、県や県地球温暖化防止活動推進センター、市町村などと協力して普及啓発活動をするボランティアです。

このたび、第9期推進員を下記のとおり公募することとしましたので、御応募いただくとともに、推進員として活動していただける方に心当たりがありましたら、お声がけいただけますようお願いいたします。

なお、公募期間等は下記のとおりです。

記

- 1 募集要領 別紙のとおり
- 2 公募期間 平成31年1月23日（水）～2月20日（水）
- 3 応募申込書入手方法  
県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/04/e0100098.html>)  
【トップページ > くらし・環境 > 環境・森林 > 地球温暖化  
> 群馬県地球温暖化防止活動推進員】

担当：地球温暖化対策係 持田  
電話：027-226-2817  
FAX：027-243-7702  
E-mail：kaneneka@pref.gunma.lg.jp

## 第9期群馬県地球温暖化防止活動推進員募集要領

### 1 目的

この要領は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定に基づき、群馬県知事が委嘱する群馬県地球温暖化防止活動推進員（第9期）の公募に際し、必要な事項を定める。

### 2 応募資格

応募資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成31年4月1日時点で、満18歳以上の者（高校生を除く）
- (2) 群馬県内に在住若しくは在勤又は在学の者
- (3) 地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者

### 3 任期

任期は、委嘱の日から平成33年3月31日までとする。

### 4 応募方法

応募申込書（様式1）に所定事項を記入し、群馬県環境森林部 環境エネルギー課へ郵送又はE-mailにて、提出するものとする。

### 5 募集期間

募集期間は、平成31年1月23日（水）から平成31年2月20日（水）までとする（平成31年2月20日必着）。

### 6 活動内容

推進員は、次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 自主活動
  - イ 活動の実践  
日常生活の中で、自ら地球温暖化防止活動を実践すること。
  - ロ 普及啓発  
各推進員単独又は地域の推進員同士が連携・協力して、地域住民や自治会、事業者等を対象に、情報提供や講演、助言、相談対応などを通じ、温室効果ガスの排出削減につながる具体的な取組を促進すること。
- (2) 連携活動  
推進員以外の主体（行政、群馬県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、民間団体等）と連携・協力し、地球温暖化対策の取組を行うこと。  
（例：出前講座の実施、行政の地球温暖化防止施策PR、普及啓発イベント・講習会の開催）
- (3) 研修活動  
行政又は群馬県地球温暖化防止活動推進センターが開催する研修会等に参加し、地球温暖化防止に関する見識を高めること。

## 7 活動区域

推進員は、原則として、在住若しくは在勤又は在学市町村で活動するものとし、以下の地区のうち、当該市町村が含まれる地区内での連携した活動を基本とする。

- (1) 中部地区（前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町）
- (2) 西部地区（高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町）
- (3) 吾妻地区（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）
- (4) 利根沼田地区（沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）
- (5) 東部地区（桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）

## 8 活動経費

推進員は、ボランティアとして活動を行い、原則として報酬等は支給しない。

## 9 選考

応募者の中から応募資格を満たした者について、応募書類及び市町村への意見照会の結果を踏まえ、委嘱候補者を選考する。また、選考結果は、応募者全員に通知する。

## 10 個人情報の取扱い

個人情報を含む応募申込書の記載内容については、本人の同意を得た上で、選考の際の意見照会を行うために、市町村に提供することができるものとする。

なお、応募者の個人情報については、それぞれの機関等において厳重に管理し、上記の目的でのみ使用する。

様式1

## 群馬県地球温暖化防止活動推進員 応募申込書

申込日 年 月 日

群馬県知事 様

私は、群馬県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱及び第9期群馬県地球温暖化防止活動推進員募集要領の各条項を了解の上、裏面(2ページ目)の記載事項を確認・承諾し、下記のとおり群馬県地球温暖化防止活動推進員に応募します。

ふりがな				生年月日			性別	
氏名								
現住所	住所	〒						
	電話			FAX				
	E-mail							
職業								
勤務先等 (勤務先又は 所属団体、 学校等)	名称							
	住所	〒						
	電話			FAX				
	E-mail							
連絡先		左枠に数字を御記入ください。 現住所:1 勤務先等:2	資料送付方法 (省資源化推進のため、情報提供等は基本的にメールで行います。郵送を御希望の方は、必ず右枠に「1」を御記入ください。)					郵送希望
保有する環境・エネルギー関連の資格等(推進員として活動する際に有益と考えられる資格等)								
応募動機(200字程度)								

温暖化防止に関するこれまでの活動実績(200字程度)

地球温暖化防止活動推進員として取り組みたいこと(200字程度)

## 確認・承諾事項

次の内容を確認の上、それぞれ口にしを記入(もしくは■)してください(必須)。

- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しません。
- 私は、本申込書の記載内容について、選考の際の意見照会を行うため、市町村に提供することに同意します。
- 私は、推進員として委嘱された場合、推進員名簿の提供に同意します。

### 個人情報の取扱いについて

県では推進員の皆様の名簿を作成し、研修や講座の案内送付等に活用しています。

また、名簿は県機関、市町村、群馬県地球温暖化防止活動推進センター及び各地区代表の求めに応じて提供し、活動の支援に役立てています。

なお、提供先のうち、各地区代表については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスのみ提供し、それ以外については、推進員への円滑な活動支援や連絡調整等を行うため、本申込書のうち「氏名」から「保有する環境・エネルギー関連の資格等」までの各項目について情報を提供します。

このことについて、主旨を御理解いただき、推進員名簿の提供について同意をお願いします。

※ 記載いただいた個人情報は、群馬県地球温暖化防止活動推進員事業に関わる目的、推進員相互間の連絡名簿としての目的、国及び市町村における環境事業に関わる目的以外には使用しません。

※ 利用にあたっては、県個人情報保護条例の規定に基づき厳正に取り扱います。

様式1

## 群馬県地球温暖化防止活動推進員 応募申込書

申込日 年 月 日

群馬県知事 様

私は、群馬県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱及び第9期群馬県地球温暖化防止活動推進員募集要領の各条項を了解の上、裏面(2ページ目)の記載事項を確認・承諾し、下記のとおり群馬県地球温暖化防止活動推進員に応募します。

ふりがな				生年月日			性別	
氏名								
現住所	住所	〒						
	電話			FAX				
	E-mail							
職業								
勤務先等 (勤務先又は 所属団体、 学校等)	名称							
	住所	〒						
	電話			FAX				
	E-mail							
連絡先		左枠に数字を御記入ください。 現住所:1 勤務先等:2	資料送付方法 (省資源化推進のため、情報提供等は基本的にメールで行います。郵送を御希望の方は、必ず右枠に「1」を御記入ください。)					郵送希望
保有する環境・エネルギー関連の資格等(推進員として活動する際に有益と考えられる資格等)								
応募動機(200字程度)								

温暖化防止に関するこれまでの活動実績(200字程度)

地球温暖化防止活動推進員として取り組みたいこと(200字程度)

## 確認・承諾事項

次の内容を確認の上、それぞれ口にしを記入(もしくは■)してください(必須)。

- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しません。
- 私は、本申込書の記載内容について、選考の際の意見照会を行うため、市町村に提供することに同意します。
- 私は、推進員として委嘱された場合、推進員名簿の提供に同意します。

### 個人情報の取扱いについて

県では推進員の皆様の名簿を作成し、研修や講座の案内送付等に活用しています。

また、名簿は県機関、市町村、群馬県地球温暖化防止活動推進センター及び各地区代表の求めに応じて提供し、活動の支援に役立てています。

なお、提供先のうち、各地区代表については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスのみ提供し、それ以外については、推進員への円滑な活動支援や連絡調整等を行うため、本申込書のうち「氏名」から「保有する環境・エネルギー関連の資格等」までの各項目について情報を提供します。

このことについて、主旨を御理解いただき、推進員名簿の提供について同意をお願いします。

※ 記載いただいた個人情報は、群馬県地球温暖化防止活動推進員事業に関わる目的、推進員相互間の連絡名簿としての目的、国及び市町村における環境事業に関わる目的以外には使用しません。

※ 利用にあたっては、県個人情報保護条例の規定に基づき厳正に取り扱います。

氏名      ふりがな    生年月日    性別      〒            住所        電話        FAX        E-mail

0

0

0

0

0

0

0

0

0

職業	勤務先名	住所	電話	FAX	E-mail	連絡先	連絡方法
0	0	0	0	0	0	0	0

応募動機 資格 活動実績 取り組みたいこと  
0 0 0 0

## 群馬県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

(趣 旨)

**第1** この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第37条の規定による群馬県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 嘱)

**第2** 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 満18歳以上の者(高校生を除く。)
  - (2) 群馬県内に在住若しくは在勤又は在学の者
  - (3) 地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- 2 推進員は、群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号)第2条第2号又は第3号に規定する者(暴力団員、暴力団員等)であってはならない。
- 3 知事は、推進員を委嘱するにあたり、公募による候補者の募集又は市町村長若しくは群馬県地球温暖化防止活動推進センターに対する候補者の推薦依頼をすることができる。
- 4 知事は、県内市町村の温暖化対策を担当する職員を推進員として委嘱することができる。
- 5 推進員の再委嘱については、第7に定める活動報告のある者に限ることができる。
- 6 知事は、第1項の委嘱及び第5項の再委嘱を行う場合は、委嘱状(様式第1号)を交付する。

(委嘱期間)

**第3** 推進員の委嘱期間は二年間を基本とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(委嘱の取り消し)

**第4** 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合、推進員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が、相当期間にわたり活動をおこなっていないと認められるとき。
  - (2) 推進員が、相当期間にわたり活動を行うことができないと認められるとき。
  - (3) 推進員が、県又は推進員に対する信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしたと認められるとき。
  - (4) 推進員が、第2第2項に該当する者と認められたとき。
  - (5) その他推進員として不適任と認められたとき。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、推進員の委嘱を取り消すものとする。
- (1) 推進員が死亡したとき。
  - (2) 第2第1項第2号の要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 推進員本人又はその代理人から辞任の申し出があったとき。

(変更届の提出)

**第5** 推進員は、その住所等に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(活動)

**第6** 推進員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のため必要な助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供、その他の協力をすること。
- (4) その他温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に要請に応じて必要な協力をすること。

(活動報告)

**第7** 推進員は、年間の活動実績等について、毎年県が指定する日までに、県が指定する様式により報告するものとする。

(地区代表者)

**第8** 別表に定める各地区について、推進員の自主的取組のため、地区代表者を置くことができるものとする。

(守秘義務)

**第9** 推進員は、その活動において知り得た個人情報を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後も同様とする。

(身分)

**第10** 推進員は、公務員としての身分を有するものではなく、委嘱により何らかの権限を持つものではない。

(活動経費)

**第11** 推進員は、ボランティアとして活動を行い、原則として報酬等は支給しない。

(推進員名簿の提供)

**第12** 県は、推進員の氏名その他必要な事項について推進員名簿を作成し、県機関、市町村、群馬県地球温暖化防止活動推進センター及び第8に規定する地区代表者の求めに応じ、推進員に係る情報を提供することができるものとする。

(推進員への情報提供等)

**第13** 県は、推進員が適切な活動を行うために必要な情報提供及び研修等を実施するものとする。

(制度の維持等)

**第14** 県は市町村と連携して本制度の維持、発展に努めるものとする。

(その他)

**第15** この要綱で定めるもののほか、推進員の設置、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 27 日から施行し、改正後の第 2 (1) の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第8関係）

中部地区	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
西部地区	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻地区	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田地区	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
東部地区	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町